



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

## 国家公務員医療職俸給表(三)級別標準職務表の 改正に関する日本看護協会の見解

公益社団法人日本看護協会（会長・福井トシ子、会員 77 万人）は、政府が 11 月 18 日、国家公務員医療職俸給表（三）の級別標準職務表を改正する人事院規則を公布したことに對し、以下の通り、見解を公表します。

報道関係の皆さまにおかれましては、趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますようお願い申し上げます。

### 国家公務員医療職俸給表（三）級別標準職務表の改正に関する 日本看護協会の見解

本日（2022 年 11 月 18 日）、国家公務員医療職俸給表（三）の級別標準職務表を改正する人事院規則が公布された。改正内容は、①副看護師長を新たに 3 級とし、従来 3 級であった看護師長の基本的な位置付けを 4 級とする、②特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務を新たに 3 級に位置付けるというものである。これらはかねてからの本会の要望に沿う、画期的な改正であり、高く評価する。今回の改正に向けてご尽力いただいた関係者の皆様に深く感謝したい。

医療職俸給表（三）は、歴史的な経緯から、国のみならず、自治体立・公的、民間と、広範な医療機関の看護職員の賃金制度・賃金水準に一定の影響を及ぼしている。公的価格評価検討委員会の場において人事院が今回の改正の検討に着手していることが明らかとなった際（本年 8 月 30 日）には、同委員会の増田座長が「看護師に係る国家公務員俸給表標準職務表改正後には、厚生労働省から医療関係団体に対して、国家公務員における見直し内容を踏まえつつ、看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進を検討するよう、要請してほしい」旨の発言をされている。このたびの改正、そして今後行われる厚生労働省からの要請を契機に、医療関係団体をはじめ病院設置者各位のご理解をいただき、より多くの看護現場で、看護の専門性と役割の重要性に見合った賃金体系の導入と処遇改善が進むことを期待する。

日本看護協会は病院勤務の看護職員の賃金のあり方について、「看護職の賃金モデル」（2016 年）を公表し、その普及を図っている。各現場における看護職員の賃金体系の検討の際にはぜひご活用いただきたい。

<参考>

人事院：報道発表資料「高度な専門性や能力を有する人材の活躍をより一層支援するための給与制度改革」（令和4年11月18日）

<https://www.jinji.go.jp/kisya/2211/kisokukaisei221118.html>

（参考1）「職員の給与に関する報告」及び「公務員人事管理に関する報告」（令和4年8月8日）（抜粋）

<https://www.jinji.go.jp/kisya/2211/siryoubassui.pdf>

（参考2）高度な専門性や能力を有する人材の活躍をより一層支援するための給与制度改革（概要）PDF3/3 ページ参照

<https://www.jinji.go.jp/kisya/2211/siryoubaiyou.pdf#page=3>

日本看護協会「看護職のキャリアと連動した賃金モデル～多様な働き方とやりがいを支える評価・処遇」

[https://www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/fukyukeihatsu/wage\\_model.pdf](https://www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/fukyukeihatsu/wage_model.pdf)